

監査結果のあらまし
～令和7年度の監査結果から～

令和8年4月

岐阜県監査委員事務局

目次

1	監査委員制度	1
2	財務監査及び行政監査	6
3	財政援助団体等監査	31
4	監査の過程において述べた主な意見	37
5	例月出納検査	49
6	内部統制評価報告書審査	50
7	決算審査(一般会計・特別会計)	52
8	決算審査(公営企業会計)	61
9	基金運用状況審査	68
10	健全化判断比率及び資金不足比率審査	69
11	住民監査請求に基づく監査	72
	(参考) 包括外部監査	73

※ 「監査結果のあらまし」は、監査委員制度や、令和7年度に監査委員が実施した監査等の結果等について簡潔に取りまとめたものです。監査結果の詳細については、岐阜県監査委員事務局のホームページをご覧ください。
【ホームページアドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに地方公共団体のその他の事務の執行が適正に行われているかを公正不偏の立場から監査します。

監査委員は、知事が県議会の同意を得て選任することとなっています。

岐阜県の監査委員の定数は5人*で、県議会議員から2人、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から3人が選任されます。

■令和7年度の監査委員

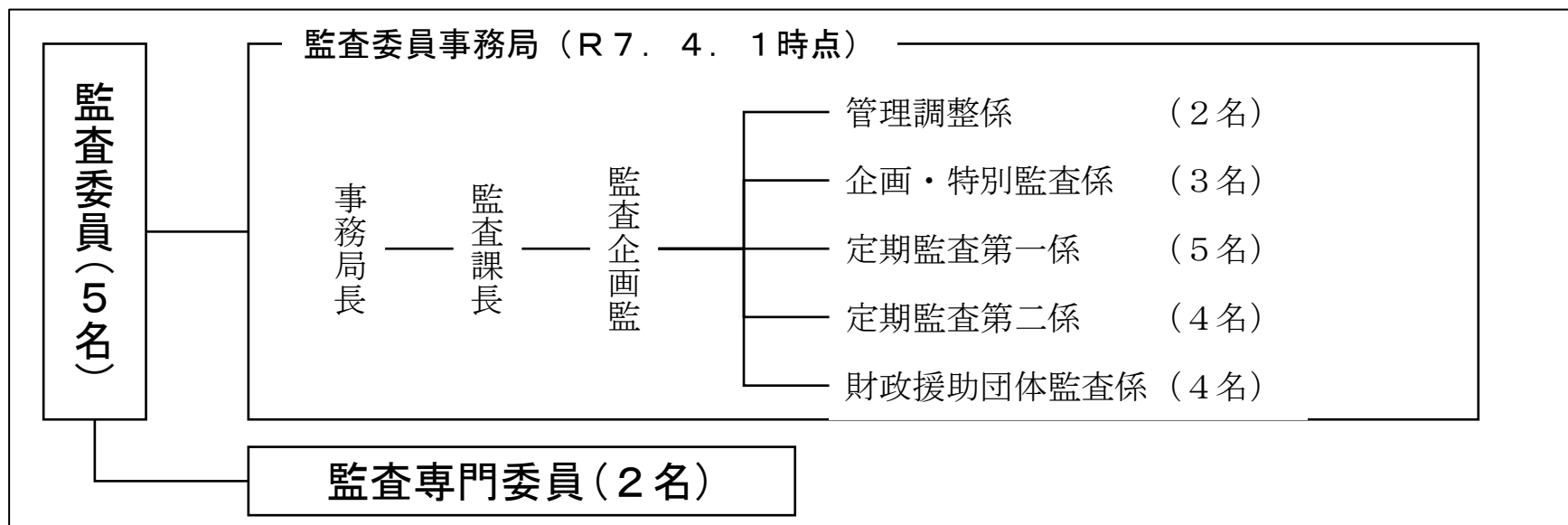
		氏名	就任期間	備考
議選委員 (県議会議員)	非常勤	若井 敦子	令和6年5月8日～7年5月7日	
	非常勤	恩田 佳幸	令和6年5月8日～7年5月7日	
	非常勤	澄川 寿之	令和7年5月8日～	
	非常勤	安井 忠	令和7年5月8日～	
識見委員	常勤	鈴木 祥一	令和5年4月1日～	代表監査委員
	非常勤	安田 典子	令和5年4月1日～	NPO法人副理事長
	非常勤	飯沼 敦朗	令和6年5月10日～	弁護士

* 地方自治法第195条第2項において、都道府県の監査委員の定数は4人とされていますが、各都道府県の条例で定数を増加することができるかと規定されています。また、同法第196条第1項において、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとされています。ただし、条例で議員のうちから選任しないこともできると規定されています。岐阜県では、岐阜県監査委員条例第2条により、定数を5人とし、同条例第3条により、議員のうちから選任する監査委員の数を2人と規定しています。

監査委員事務局の組織

監査委員事務局は、監査委員が行う監査等を補助しています。事務局の職員は、監査委員が行う監査等の調整や立会、監査委員から求められた調査などを行っています。また、監査委員の監査等に先立ち、予備的な監査等を行っています。

■組織図



監査専門委員

監査内容を充実強化することを目的に、民間の知見を活用し、専門的な事項を調査するため「監査専門委員」が2名選任されています。

■令和7年度の監査専門委員

	氏名	就任期間	備考
監査専門委員	河村 崇志	令和7年4月1日～8年3月31日	公認会計士
監査専門委員	若原 幸秋	令和7年4月1日～8年3月31日	公認会計士

監査委員の主な業務

監査委員は、「岐阜県監査委員監査基準」に基づき、事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどに留意して、各種の監査や審査等を行っています。

監査等の結果や、監査等の結果に基づき講じた措置については、監査委員事務局のホームページで公表しています。

監査の種類	概要
財務監査	県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をします。監査の実施方法として、 定期監査 と 随時監査 があります。 (地方自治法第199条第1項、第4項、第5項)

定期監査	毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査をします。
随時監査	定期監査のほか、必要があると認めるときは、 抜き打ち などの手段を用いて監査をします。
行政監査	必要があると認めるときは、県の機関における 事務の執行 について、 特定のテーマ を選定して定期監査と併せて行うなどの方法により監査をします。 (地方自治法第199条第2項)
財政援助団体等監査	必要があると認めるときは、 出資・出捐^{えん}団体、補助金等交付団体及び指定管理者 を対象に、財政的援助等の目的に沿った事務の執行が行われているかを主眼に監査をします。 (地方自治法第199条第7項)
例月出納検査	県の現金の出納について、 毎月検査 をします。 (地方自治法第235条の2)
内部統制評価報告書審査	知事から提出された 内部統制評価報告書 について審査をします。 (地方自治法第150条第5項)
決算審査	知事から提出された 一般会計、特別会計及び公営企業会計(流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計) の 決算書 等について審査をします。 (地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

基金運用状況審査	県が特定の目的のために定額の資金を運用する以下の基金について、知事から提出された運用の状況を示す書類について審査をします。 ・ 岐阜県土地開発基金、岐阜県美術館美術品取得基金 (地方自治法第241条第5項)
健全化判断比率・資金不足比率審査	財政状況を表す指標（健全化判断比率及び資金不足比率）に関して算定が正しく行われているかについて審査をします。 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)
住民監査請求に基づく監査	公金の支出や財産の取得・管理などが違法又は不当に行われていた場合などに、住民からの監査請求に基づいて監査をします。 (地方自治法第242条第4項)

定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査において使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

指摘事項等

指摘事項…是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項…上記のうち、指摘事項以外のもの

検討事項…事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の関係課に対し**制度の見直し等を求める事項**

出資・出捐団体

県が資本金等の4分の1以上の出資又は出捐(財団法人の設立行為たる寄附行為として金銭や品物を寄附すること)を行っている法人

補助金等交付団体

県が補助金や負担金等を交付している団体

指定管理者

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県が指定して、公の施設の管理を行わせている法人その他の団体

2 財務監査及び行政監査

(1) 定期監査

本庁及び現地機関の全382機関を対象として定期監査を実施しました。
なお、令和7年度の監査においては、「物品管理及び処分手続の検証」を重点監査項目としました。

① 監査結果の概要

○ 92機関において、指摘事項42件、指導事項87件の計129件が認められました。

【主な指摘事項等の内容】

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・ 収入事務に関する誤り | : 24件 |
| うち調定遅れや納入通知書の発付遅延 | : 8件 |
| うち収入科目誤り | : 8件 |
| ・ 契約事務に関する誤り | : 21件 |
| うち契約方法及び手続が不適正（積算誤り等） | : 13件 |
| ・ 財産管理に関する誤り | : 51件 |
| うち財産管理（現物実査等）が不適正 | : 32件 |
| うち処分手続が不適正 | : 12件 |

○ 指摘事項等の総件数は、前年度と比較して22件増加しています。

[主な増加要因]

(前年度→今年度)

収入事務に関する誤り

15件 → 24件 (+9)

うち収入科目誤り

0件 → 8件 (+8)

財産管理に関する誤り

34件 → 51件 (+17)

うち財産管理（現物実査等）が不適正

19件 → 32件 (+13)

うち処分手続が不適正

4件 → 12件 (+8)

[主な減少要因]

(前年度→今年度)

契約事務に関する誤り

32件 → 21件 (▲11)

うち契約審査会への審議不適

9件 → 3件 (▲6)

うち契約内容の不備

9件 → 4件 (▲5)

【指摘事項等の件数】

(単位：機関・件)

区分	監査実施 機関数 A	指摘事項 等あり B	割合 B/A	指摘事項 等の件数			
				指摘	指導	検討	
知事部局	212	43	20%	60	18	42	0
教育委員会	98	36	37%	55	21	34	0
公安委員会	59	13	22%	14	3	11	0
その他 (※)	13	0	0%	0	0	0	0
合計	382	92	24%	129	42	87	0
(対前年度増減数)	▲2	+3	-	+22	+6	+17	▲1
<参考>前年度	384	89	23%	107	36	70	1

(※) 出納事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、
人事委員会事務局、監査委員事務局

【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)

区分 分野	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	備 考
財務事務	37	85	0	122	
予算	0	0	0	0	
収入	9	15	0	24	うち調定遅れや納入通知書の発付遅延 8件 うち収入科目誤り 8件
支出	7	10	0	17	うち検査事務が不適正 7件
契約	7	14	0	21	うち契約方法及び手続が不適正 13件
財産	6	45	0	51	うち財産管理（現物実査等）が不適正 32件 うち処分手続が不適正 12件
その他	8	1	0	9	
公営企業	0	1	0	1	
行政事務	5	1	0	6	うち事務事業の執行管理体制が不適正 5件
合計	42	87	0	129	

※監査結果の内容が複数の分野に関係する場合は、主な監査結果の内容が属する分野で計上しています。

② 主な指摘事項及び指導事項の内容

令和7年度に実施した定期監査における指摘事項等のうち、主な指摘事項及び指導事項は次のとおりです。

1 (収入) 調定又は納入通知書発付手続の大幅遅延

(指摘事項)

県に収入の原因が発生した場合や、誤払い等により返金を求める必要が生じた場合には、調定決議書により調定※を行い、納入義務者に対して遅滞なく納入通知書を発付する必要がありますが、**調定が大幅に遅延していた事例や、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が大幅に遅れていた事例が6機関で6件ありました。**

いずれも、担当者の認識不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

※ 調定：収入の内容（原因、相手方、金額等）を調査し、収入する意思の決定を行うこと。

【該当機関】

調定遅延：里川・水産振興課、恵那土木事務所、岐阜教育事務所、可茂教育事務所

納入通知書の発付遅延：高山土木事務所、吉城高等学校

2 (収入) 収入科目に誤りがあったもの

(多数事例)

収入科目は、収入の性質に応じて適切に区分することとされています。

不用品の売払いに係る収入を調定する際の収入科目を(款)財産収入とすべきところ、(款)諸収入としていた事例が5機関で5件ありました。

また、過誤払で現年度の出納閉鎖期間までに未戻入となったものを、翌年度に調定する際の収入科目を(目)雑入とすべきところ、過年度分の国庫支出金を受け入れる際の収入科目である(目)過年度収入としていた事例が2機関で2件ありました。

いずれも、担当者の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

財産収入：岐阜工業高等学校、大垣工業高等学校、東濃実業高等学校、多治見工業高等学校、
高山工業高等学校

雑 入：保健医療課、岐阜盲学校

3（支出）検査事務に不備があったもの

（指摘事項等）

業務委託に係る支出事務において、仕様書に定められた業務が終了していないにもかかわらず、業務完了届を受理し、支出の原因を確認することなく検査及び支払を行っていたなどの事例が2機関で2件ありました。

また、業務委託等に係る支出事務において、仕様書に基づく報告書の提出を受けないまま業務完了届を受理し、検査を行っていたなどの事例が2機関で2件ありました。

いずれも、担当者の確認不足のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

指摘事項：医療福祉連携推進課、恵那県事務所

指導事項：医療福祉連携推進課、学校安全課

4（支出）支払額に誤りがあったもの

（指摘事項）

警察署駐車場の除雪業務委託等に係る支出事務において、契約書に定める「業務合計時間数の端数処理」に基づき算定された額で請求を受けるべきところ、算定額を誤った請求書を正当なものとして受理し、支払を行ったことにより不足額（3件：22,275円）が生じていた事例がありました。

担当者の確認不足のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

郡上警察署

5（契約）調達可能性を十分に検討せず、一者随意契約を締結したもの（指摘事項）

地方自治法では、地方公共団体における調達について、競争性・透明性・経済性に最も優れた一般競争入札を原則とし、一定の場合に限り、指名競争入札や随意契約による契約締結を認めています。調達事務に当たっては、これら制度の趣旨を踏まえた適正な運用を確保し、県民に対する十分な説明責任を果たすことが求められます。

県産材木質備品の購入に係る契約事務において、**同業他者からの調達可能性について十分な検討を行わないまま、特定の者以外の者が供給することができないものとして、一者随意契約を締結していた事例がありました。**

担当者の認識不足のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

東濃実業高等学校

6（契約）過大又は過少な積算に基づき予定価格等を設定し、契約を締結したもの （指摘事項）

設計金額は、予定価格や契約金額の適正性を担保するための重要な要素です。

また、契約保証金は、契約不履行時の損害を補填することを目的とした制度であり、建設工事においては、契約の適正な履行及び労務費等の適切な価格転嫁を確保するため、全ての競争入札に制限価格制度が適用されています。

LED化改修工事の積算において、契約保証金（金銭的保証）を必要とする工事であるにもかかわらず、契約保証費を計上しなかったことにより、予定価格及び最低制限価格が過少となったまま競争入札を行った結果、**適正に算定した場合の最低制限価格を下回る金額で入札した業者と契約締結していた事例がありました。**

また、消防用設備等保守点検委託業務の積算において、点検等の数量を誤ったことにより、予定価格が過大なものとなった結果、**適正に算定した場合の予定価格を上回る金額で契約締結していた事例がありました。**

いずれも、担当者の確認不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

中津商業高等学校（契約保証費の計上誤り）

高山工業高等学校（点検等の数量誤り）

7 (契約) 契約保証金 (免除等) に係る不適切な事務処理

(指摘事項等)

工事請負契約に係る契約保証金の納付免除に当たっては、「過去2年間における同種・同規模契約の誠実な履行等」を条件とする免除規定は適用されないこととなっておりますが、空調設備更新工事に係る契約事務において、当該免除条件を誤って適用し契約保証金を免除したうえ、納付免除に係る決裁時期についても誤っていた事例がありました。

また、LED化工事に係る契約事務において、契約締結前に受けるべき契約保証金を契約締結日より後に受けていた事例がありました。

いずれも、担当者の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

指摘事項：各務原西高等学校

指導事項：岐阜工業高等学校

8 (契約) 契約審査会への審議不適 (未実施等)

(指摘事項等)

契約審査会は、契約事務の公正性を確保することを目的として設置されているにもかかわらず、再度入札に付しても落札者がなかった事案において、**契約審査会の審査を受けることなく予定価格を変更し、随意契約を行っていた事例がありました。**

また、工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、**最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていない事例がありました。**

いずれも、担当者の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

指摘事項：管財課

指導事項：土岐商業高等学校

9 (行政事務) 事務事業の執行管理体制が適切でなかったもの

(指摘事項)

EU等向け輸出用食肉の検体に洗浄剤を誤って付着させたことによる一時出荷停止・輸出不能(令和5年度事務)、変更交付申請書の見落としによる国への未進達(令和5年度事務)、公務で引き取ったカメの誤処分など、**県の事務処理に起因して損害賠償金の支払が発生した事例**が5機関で5件ありました。

いずれも、制度や手続の誤認、確認不足等により県民や関係機関に不利益を生じさせたものであることから、再発防止に向けて適正な事務処理の徹底を求めました。

【該当機関】

岐阜保健所、飛驒食肉衛生検査所、子育て支援課、中濃県事務所、運転免許課

10（その他）PC及びタブレット端末の損傷等

（指摘事項）

公務中にキーボード上へ飲料をこぼしたことにより、ノート型パソコン（取得価格105,323円）を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料311,245円が支払われていた事例がありました。

取得価格を大きく上回る修繕費用が発生しており、経済性の観点からみて問題があることから、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

中央子ども相談センター

参考※	（ 前年度 → 今年度 ）
公用車の交通事故	45機関 → 40機関（▲5）
〔 事故件数 63件 → 65件（+2） 〕	
PC及びタブレット端末の損傷	28機関 → 30機関（+2）
〔 損傷台数 36台 → 34台（▲2） 〕	

※ PC及びタブレット端末の損傷事故並びに公用車の交通事故については、内部統制制度リスク管理項目となっており、各所属での指導や対策の強化もあって、同制度導入前の指摘事項等件数と比べるといずれも大きく減少していること、また、事故発生の都度、知事及び会計管理者に対して再発防止策を含めて報告がなされていることから、令和6年度監査から原則として指摘事項等としない取扱いとしています。

③ 重点監査項目の監査結果

令和7年度の定期監査については、「物品管理及び処分手続の検証」を重点監査項目として設定しました。その監査結果は次のとおりです。

◆ 物品管理及び処分手続の検証

前年度の監査において、現物実査の未実施など不適正な事案が多く認められたことから、重点的に監査した結果、次のとおり**41機関**で**51件の不適正な事項**が認められ、是正又は改善を求めました。

それ以外については、監査をした限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、適正に行われていると認められました。

【不適正な事項】

■物品管理（物品登録等）

物品の管理事務において、購入等により物品の受入れを行う際には、物品登録調書により出納通知を行い、物品帳簿を備え付けることになっています。また、物品を貸し付ける場合には、相手方から借受書を徴するとともに、物品登録内容変更書により記録することとされています。

これらの手続について、次のとおり不適正な事例が11機関で12件確認されました。

いずれも、担当者の認識不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

- ① 委託や購入等により取得した物品又は借入れた物品について、物品登録調書による出納通知がなされていなかった。
- ② 物品登録調書において、物品自体の取得価格及びその他経費が明確であるにもかかわらず、その他経費を含めた金額を取得価格として登録していた。
- ③ 貸付物品について、貸付先から借受書を徴していないものがあった。

【該当機関】

- ①：市町村課、教育財務課、大垣西高等学校
- ②：デジタル戦略推進課、美術館、可茂農林事務所、東濃実業高等学校、会計課（2件）、警察学校
- ③：産業デジタル推進課、県産品流通支援課

■物品の現物実査

県が管理する物品と物品帳簿との照合を行う「現物実査」は、各所属において「物品の現物実査実施要領」に基づき実施することになってはいますが、次のとおり不適正な事例が18機関で19件確認されました。

いずれも、担当者の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

- ① 所在不明の物品があるにもかかわらず、不突合なしとして報告していた。
- ② 現物実査実施計画書兼確認書において、実査担当者の指定がなく、現物確認日及び確認者氏名の記載もないため、いつ、誰が現物実査を行ったか不明な物品があった。
- ③ 供用主任者（又は調達担当者）と同一の者を実査担当者に指定していた。
- ④ 2名以上で現物確認すべきところ、実査担当者1名で実施していた。
- ⑤ 物品一覧表出力後に取得・廃棄等された物品について、差異の確認が不十分であった。
- ⑥ 借入物品について、その内容を明らかにした書類（借用証の写し又は貸借契約書）の存在を確認していなかった。
- ⑦ 貸付物品について、貸付先から保管証明を徴収していなかった。

【該当機関】

- ①：大垣西高等学校、可児工業高等学校、多治見高等学校 ②：高山工業高等学校
③：大垣北高等学校、瑞浪高等学校、教養課、機動警察センター ④：加納高等学校、瑞浪高等学校
⑤：大垣桜高等学校、装備施設課、捜査第三課、警備第二課、下呂警察署
⑥：都市政策課、岐阜工業高等学校 ⑦：危機管理政策課、医療整備課

■物品処分

物品を処分（廃棄）するに当たっては、他の所属での有効利用の可否や、中古品又は原材料としての売却可能性を調査し、廃棄以外に手段がないことを確認したうえで不用決定を行う必要があります。売却可能な物品については、不用決定と併せて売払いの決定を行い、売払いの手続を行うこととなります。こうした一連の手続について、次のとおり不適正な事例が17機関で20件確認されました。

これらはいずれも、物品の処分に係る事務手続が煩雑であることに加え、担当者の確認・理解不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

- ① 不用決定の手続を行わないまま物品が廃棄されていた。
- ② 取得価格100万円以上の物品が、知事の承認を得ないまま廃棄されていた。
- ③ 中古品又は原材料としての売却可能性の調査が行われていなかった。
- ④ セット品の一部を処分する際、物品処分等調書による出納通知がなされていなかった。
- ⑤ 収入の原因となる契約の決裁書において、売却予定価格が設定されていなかった。
- ⑥ 予定価格が3万円を超える不用品の売払に係る契約事務において、特別な理由がないにもかかわらず一者からしか見積書を徴取していなかった。
- ⑦ 収入科目を（款）財産収入とすべきところ、（款）諸収入としていた。[再掲]

【該当機関】

- ①：高齢福祉課、水資源課、多治見工業高等学校 ②：中央家畜保健衛生所、中津川工業高等学校
③：農業経営課、森林研究所、下呂土木事務所、公共建築課、加納高等学校、各務原西高等学校
④：大垣養老高等学校 ⑤：中央家畜保健衛生所、公共建築課 ⑥：農業大学校
⑦：岐阜工業高等学校、大垣工業高等学校、東濃実業高等学校、多治見工業高等学校、高山工業高等学校

(2) 随時監査

令和7年度の定期監査において、**過年度の契約に係る詳細不明の返還金**が令和6年度に**収入**されていた事案が判明したため、実態の解明、再発防止等の観点から、随時監査を実施しました。当該事案については、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下「観光連盟」という。）もかかわっており、財政援助団体等監査も兼ねて実施しました。

テーマ 県及び一般社団法人岐阜県観光連盟における詳細不明の返還金等に係る会計処理等の実態及び内部統制の機能状況等について

1 監査対象機関

県産品流通支援課、観光誘客推進課、農産物流通課、観光連盟

2 監査の背景

(1) 返還金の概要

- ・令和5年開催の「観光等PRイベント（以下「当該イベント」という。）」に係る県機関等の契約において計**94万5千円**の返還が発生。

(2) 経緯

- ・令和4年度において、農産物流通課が発注し納品済みとして支払いも完了していた当該イベントに係る物品制作委託業務について、受託者である装飾品作家B氏（以下「B」という。）から「諸般の事情により業務が完了していないことが判明した」との申出書の提出が令和6年度にあり、覚書を締結した上で返還させていた。

- ・当該イベントに関して、同様に、県産品流通支援課及び県の補助金交付団体である観光連盟での物品購入においてもBからの返還金が判明。
- ・観光連盟では、①物品の納品がないにもかかわらず、納品済みとして同年度中に支払いを完了していたこと、②当該契約にかかわった元観光連盟職員A氏（東京駐在員。以下「A」という。）が観光連盟及びBに帰属すべき金銭（38万5千円（うち、観光連盟分33万円））を1年以上にわたって返還していなかった。
- ・県産品流通支援課及び農産物流通課における契約に関しても、Aが契約に関与しており、県及びBに帰属すべき金銭（56万円（うち、県分45万1千円））を1年以上にわたって返還していなかった。

(3) Aについて

- ・県職員や観光連盟職員に対して、関係法令等を逸脱した予算執行をするように要求。職員は当該要求に対応するため、未納入の物品を納入済みとするなど、**不適正な会計処理**を行っており、**内部統制が機能していなかった。**

3 監査の結果

(1) 県及び観光連盟での契約状況

- ・県産品流通支援課、農産物流通課及び観光連盟は、Aから調達指示があった装飾品の製作・納入等について、令和5年度事業であるにもかかわらず、令和4年度予算で、Bと契約。
- ・当該契約において、**納品未了のまま、納品済みとして検査して支出。**
- ・装飾品の物品管理は県分も含め観光連盟が行っており、県では未実施。

(2) 県の被害額の算定誤り

- ・ 令和5年度にAの独断で当該イベントの規模縮小が決定され、AはBへ契約金の一部を返還要求し受領したが、当該返還金を県及び連盟へ未返還。
- ・ 令和6年度に本事案が発覚後、装飾品の納品状況に応じた、県、観光連盟、Bに帰属すべき返還額を整理し収入したが、県産品流通支援課分の返還額に算定誤り。

(3) Aの指示で県費購入した物品

- ・ Aが、県職員に指示して県費で物品を購入させ、全く使用されないまま観光連盟で保管されている物品が存在。
- ・ これらの物品について、県の納品検査が未実施であったり、一部の物品は全くの未使用であったりなど、**公金意識に欠けたずさんな管理**がされていた。

(4) 県から観光連盟への運営事業費補助金等について

- ・ 観光連盟運営事業費補助金の事務運営費の補助率は通常2分の1のところ、Aに関する経費（東京駐在に係る費用）に係る補助率は、**10分の10（理由不明）**。
- ・ 観光連盟では、Aの勤務実態を十分に把握せず、**Aによる事後報告のまま時間外勤務手当、旅費を支給**。また、本来の会計手続では認められていない**事後承認の手続を執って費用を頻繁に支出**。
- ・ Aが関わった県の補助事業は、**補助目的に沿った必要な業務が適切に実施されたかどうか**が**会計書類等の外形上確認できず**、会計処理の適正性及び信頼性が損なわれる状況だったが、補助金担当課の観光誘客推進課は、すべての費用を補助対象として認め補助金を交付。

4 指摘事項等

(1) 商工労働部（県産品流通支援課【指摘事項2件】）

- ①年度またぎの物品購入契約、納品の事実なく支出、物品調達・管理のチェック機能働かず
- ②被害額（返還金額）の算定誤り

(2) 農政部（農産物流通課【指摘事項1件】）

- ①年度またぎの物品購入契約、納品の事実なく支出、物品調達・管理のチェック機能働かず

(3) 観光連盟【指摘事項3件】

- ①年度またぎの物品購入契約、納品の事実なく支出、物品調達・管理のチェック機能働かず
- ②時間外勤務手当や旅費等のA関連経費（R3～R6年度分）の執行状況の調査が必要
- ③事後承認による会計処理を取りやめること

(4) 観光文化スポーツ部

- ①東京駐在に係る費用を全額補助対象とする理由の明確化（観光誘客推進課【指摘事項】）
- ②連盟に対する指導権限の適切な行使及び連盟の体制強化に向けての適切な措置

【意見】

【参考（県の観光連盟への関与状況）】

- ・観光連盟の事業活動収入の約9割が県の補助金

- ・現職2名を派遣、県職員OBを4名雇用
- ・観光文化スポーツ部幹部は理事として、連盟の業務執行責任のある立場

5 監査委員の意見（総括）

- ・Aが県行政や観光連盟事業に絶大な影響力を持てるようになった経緯（Aの採用の経緯、その際の県上層部の関与の有無など）解明。
- ・中立・公正な独自の第三者委員会を立ち上げ、客観的かつ信頼の高い調査を行った上で不適正事案が生じた原因の究明。
- ・内部統制等が機能していなかったことに鑑み、Aのような職員が介入したときの対処方法などを想定し、新たな不正や誤りを引き起こすことがないよう、早急に対応策を検討。

(3) 行政監査

監査委員は必要に応じて、財務に関する事務以外について、県の機関における事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する「行政監査」を実施しています。

令和7年度には、「個人情報を取扱う業務を外部委託する際の個人情報の安全管理措置について」をテーマとした監査に着手しており、同年度に得た基礎情報をもとに、令和8年度中に報告書を取りまとめる予定です。

テーマ 個人情報を取扱う業務を外部委託する際の個人情報の安全管理措置について

○テーマ選定の理由

県の個人情報の漏えい・紛失の発生件数は近年著しく増加し、高止まりしている状態であるため、個人情報の適切な取扱い及び運用が求められます。そのような中、令和6年度の定期監査において、委託契約に係る個人情報の取扱いについて、不適切な事例があったため、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託している契約事務において、個人情報保護委員会が定める指針や県が定める個人情報取扱事務委託基準に基づき、適正な事務が実施されているか検証し、適正な事務執行と適切なリスク管理に資することを目的に実施しています。

○監査の視点等

- ・保有個人情報の取扱いに係る業務を**外部委託**している場合に、適切な契約や監督が行われているか。

【確認項目】

- ①適切な契約書及び仕様書の作成について（委託する個人情報の範囲の特定等）
- ②契約の履行開始後の確認について（作業場所・運搬方法の特定、緊急連絡体制の整備等）
- ③契約の履行途中の監督について（委託先での個人情報の管理状況の確認等）
- ④契約の履行完了後の検査について（履行完了時の個人情報の返還、廃棄、消去状況等）
- ⑤再委託先の監督について（再委託及び再々委託の把握状況）

○監査対象機関

- ①過去3年（令和4～6年度）において、指定管理者を含む**委託先で個人情報の漏洩等の事故**が起きた所属（R4：3所属、R5：4所属、R6：6所属 計13所属）
- ②令和6年度に**実施された以下行事を所管している所属**
 - ・清流の国ぎふ総文2024（第48回全国高等学校総合文化祭）
 - ・エンジン03 in 岐阜
 - ・清流の国ぎふ文化祭2024（第39回国民文化祭・第24回全国障害者芸術・文化祭）
 - ・ねんりんピック岐阜2025開催1年前イベント

3 財政援助団体等監査

県が資本金等の4分の1以上出資等している団体（出資・出捐^{えん}団体）、県が補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）、公の施設の指定管理者となっている団体について、計38団体を選定して監査を実施しました。

① 監査結果の概要

- 監査を実施した結果、14団体において、指摘事項5件、指導事項13件及び検討事項1件、またこれらの団体を所管している県の8機関において、指摘事項1件、指導事項9件及び検討事項1件の計30件が認められました。

【指摘事項等の件数】

(単位：団体、件)

区 分	監査実施団体数 A		団体の 指摘事項等の件数				所管機関の 指摘事項等の件数				
	指摘 事項等 あり B	割合 B/A	指摘	指導	検討	指摘	指導	検討			
出資・出捐 ^{えん} 団体	11	8	73%	10	4	5	1	1	0	1	0
補助金等交付団体	18	3	17%	5	1	4	0	5	1	3	1
指定管理者	9	3	33%	4	0	4	0	5	0	5	0
合 計	38	14	37%	19	5	13	1	11	1	9	1
(対前年度増減数)	▲2	▲4	—	▲7	▲15	+7	+1	▲1	▲9	+7	+1
<参考>前年度	40	18	45%	26	20	6	0	12	10	2	0

② 主な指摘事項等

1 (出資・出捐団体) 保有有価証券の減損処理が行われていなかったもの (指摘事項)

中小企業会計において、会社が保有する有価証券は、原則として取得原価で貸借対照表に計上しますが、実質価額が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断される場合を除き、評価損を計上し、減損処理をする必要があります。

しかし、県が出資する**岐阜県名産販売株式会社**において、保有する株式会社Gの株式40株(取得原価1株5万円、取得原価計200万円)について、令和6年度末時点で1株当たり実質価額(1株当たり純資産)が8,792.84円と**取得原価から82.4%下落しているにもかかわらず、減損処理が行われていません**でした。

市場価格のない株式の実質価額が「著しく下落したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上低下したときを言うものであり、実質価額が近い将来に取得原価の50%以上の水準まで回復するのは困難と考えられることから、当該団体に対して是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

岐阜県名産販売株式会社〈県産品流通支援課〉

2 (出資・出捐^{えん}団体) 地方独立行政法人の資金運用について (検討事項)

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターにおいては、平成 29 年度以降、保有する資金について資金運用基本方針及び資金運用要領に基づき運用が行われており、令和 4 年度末までに 160 億円を政府保証債（日本高速道路保有・債務返済機構債券、償還期間 20 年）で運用していました。

しかし、新棟建設事業等による資金需要のため、上記債券のうち、令和 5 年度に 8 億円、令和 6 年度に 8 億円の債券を満期到来前に売却し、併せて 1.47 億円の売却差損が発生しました。令和 6 年度末までに、有価証券利息による財務収益は累計 4.57 億円あり、売却差損を差し引いても 3.1 億円の財務収益が得られているものの、金利上昇により、令和 6 年度末現在で保有する有価証券残高 144 億円は評価損 26.08 億円を有しています。資金運用基本方針では、安全性及び流動性を確保した上で効率的に運用を行うこととされていることから、今後の資金運用に注意するよう、当該団体に検討を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター〈医療整備課〉

3（補助金等交付団体）補助対象経費が過大となっていたもの

（指摘事項）

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会に対する**岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金（全国障害者スポーツ大会等補助金）**について、実績報告書及び会計書類を確認したところ、補助対象経費に消費税及び地方消費税などが誤って計上されており、その結果、**補助金 1,573,513 円が過大交付**となっていました。

これは、納付する消費税等を会計処理する際、指定管理業務のみに配賦すべきところ、誤って補助事業及び事務局経費等にも配賦していたことによるものでした。

また、当該団体に対する**岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金（パラスポーツ振興事業費補助金）**及び**パラアスリート競技力向上対策事業補助金**について、補助対象経費が補助金交付額を上回っていたことから、補助金額に影響は無いものの、同様に補助対象経費に消費税等が誤って計上されていました。

当該団体において、会計処理体制が十分整備されていなかったこと、また、県側においても、実績報告書の審査や会計書類の確認が不十分であったことが原因と考えられることから、当該団体及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会〈地域スポーツ課・競技スポーツ課〉

4（指定管理者）県有備品の貸付に係る手続が適正に行われていなかったもの（指導事項）

岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターの管理運営業務において、物品の貸付先である指定管理者から借受書を徴していないものがありました。

県側において会計規則の規定の確認が不十分であったことが原因と考えられることから、県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

また、養老公園の管理運営業務において、基本協定書等に定められた備品と実際に管理している備品が異なっているものがありました。

団体側において、組織的なチェック機能が働いていなかったこと、また、県側においても協定書の内容確認が不十分であったことが原因と考えられることから、当該団体及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

関ヶ原町〈環境生活政策課（岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター）〉

イビデングリーンテック（株）〈都市公園課（養老公園）〉

4 監査の過程において述べた主な意見

監査の過程において、監査対象機関に対し、県財政、人事管理、デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進、情報通信技術(以下「ICT」という。)の活用、教育等について、監査委員が述べた主な意見は次のとおりです。

■県財政について

(適正な基金規模)

- ① 財源対策活用可能基金[※]については、枯渇を回避しつつも、過度な抑制は施策投資の停滞を招き、行政サービスや地域経済に影響を及ぼすおそれがある。厳しい財政状況の中で、残高の適正水準を判断するための指標を設ける必要があると考える。

※財源対策活用可能基金：岐阜県の財政資料上、財源不足への対応として活用可能な基金残高を合算して示した分類。正式な単独基金名ではない。

(収入の確保)

- ② 20階展望ロビーの休日開放に伴う維持費を賄う観点からも、新庁舎における広告収入の導入について、改めて検討されたい。

また、博物館の入館料については、博物館法上の制約があるものの、多言語化への対応など運営経費に見合った適切な負担を求めることについても検討されたい。

(債権回収)

③ 県の厳しい財政状況を踏まえると、債権管理は極めて重要な業務である。マンパワー不足は避けがたい課題であることから、中長期的な対策として、徴収部門の集約化など、効率的な徴収体制の構築に向けた取組が求められる。

また、児童保護措置費等の個々の公債権についても、時効中断の機会を逸することのないよう、適時適切な債権回収に努められたい。

(清流の国ぎふ森林・環境税の成果発信)

④ 清流の国ぎふ森林・環境税は県独自の目的税であり、計画に基づき森林の保全・再生、水環境の保全、木育・人材育成などに活用されている。これらの活用実績や成果について、県民に分かりやすく情報発信することで透明性を確保し、引き続き有効かつ計画的な活用を努められたい。

■人事管理について

(適正な労務管理)

- ⑤ 業務内容や業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備を一層推進していただきたい。

また、職員のメンタル不調については、早期発見・早期対応に加えて予防も重要であることから、ストレスとの向き合い方に関する研修の実施を検討されたい。

(特定職種の人材確保・育成)

- ⑥ 獣医師や史学(学芸員)など特定職種の人材確保に当たっては、専門資格を必要としない業務を管理者や事務補助職員等がサポートできる体制を構築することも有効と考えられる。あわせて、年代に大きな偏りや欠落が生じないように、中長期的視点に立ち、計画的かつ継続的な採用に努められたい。

また、教員採用時の犯罪歴確認の義務化については、保護者の安心にもつながることから、引き続き厳正な対応をお願いしたい。

(研修成果の水平展開)

- ⑦ サイバー犯罪捜査等の研修では、受講者が署に戻って他の職員へ知識を共有することが期待されているが、研修で得た知識が受講者個人にとどまり、他の職員が十分に学べないまま属人的になるおそれがある。職員全体の知識向上を図るためにも、一定の仕組みや枠組みを整備することが望まれる。

■財務に関する事務の執行について

(競争性の確保)

- ⑧ 調達結果を見ると、特定の事業者固定されている案件もあり、現状のままでは固定化・パターン化する懸念があるため、より多くの事業者が参加しやすくなるような方策を検討されたい。また、入札を辞退した事業者については、その理由を確認し、次回以降の調達案件の改善に生かされたい。

(調達方法の適正化)

- ⑨ 物品の購入について、分割ではなく一括発注を行うことで、より安価かつ効率的な調達が可能であったと考えられる事案があったことから、透明性・経済性・効率性の観点を踏まえ、調達方法について十分に検討されたい。

(より適切な工法の選択)

- ⑩ 工事や委託の発注に当たっては、従来の工法にとらわれることなく、他部局で締結している同種契約の設計内容を参考とするなど、費用対効果を踏まえて多様な工法を研究し、より適切な工法を選択されたい。

(事業成果の周知)

- ⑪ 政策の基本は、その成果を示して理解を得ることであり、説明責任を果たす姿勢が持続可能な政策や事業の発展を支える。産業技術総合センターをはじめとする研究施設の取組や成果は、産業振興や人材育成、新たな収益創出につながる可能性を有しており、県民や事業者への周知機会を一層充実させることが求められる。

■DXの推進、ICTの活用について

(DXによる業務改革の推進)

- ⑫ AIの活用を長期的な視点で推進することは、人口減少に伴う職員数の減少が見込まれる中でも、業務効率化を通じて行政サービスの水準を維持する上で有効である。例えば、会計事務に不慣れな職員でも分かりやすく確実に処理できるよう、DXを活用した業務改革を一層推進されたい。

(企業に対する積極的なDXの推進)

- ⑬ DXの推進に当たっては、より多くの企業がその可能性を広げられるよう、啓発活動や広報の充実をお願いしたい。特に、中小企業については、負担なく簡単に取り組める支援策を講じるなど、積極的な展開を図られたい。

(BIM/CIMの導入促進)

- ⑭ 建設業界の人手・技術者不足に対応するため、BIM/CIM^{*}の導入については、研修の実施にとどまらず、県内企業のニーズや導入状況を踏まえ、普及に向けた対策を講じられたい。

※BIM/CIM (Building / Construction Information Modeling, Management) :

建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ること。

■教育について

(いじめ・不登校対策)

- ⑮ いじめや不登校は子どもの将来に影響する重大な課題であり、支援が行き届かない事態は避けなければならない。事案の背景には多様な要因があると考えられるが、発生後の対応にとどまらず、日頃からの予防的な取組を一層推進されたい。

(学校運営協議会)

- ⑯ 学校運営協議会の委員はいずれも優れた識者であるが、メンバーの固定化による弊害への配慮も必要と考える。より活発な議論の場となるよう、運用の在り方を改めて検討されたい。

(A I との適切な距離感)

- ⑰ A I は便利だが、使い方を誤ると自分で考える力や調べる力が弱まるおそれがある。仮説を立てて検証し、理解を深める学習プロセスを大切にしながら活用することで、主体的に判断する力が育つため、A I を適切かつ有効に使い、課題解決能力を高める教育を実施してほしい。

■事務事業について

(個人情報保護・情報セキュリティ)

- ⑱ e-ラーニング等のこれまでの取組に加え、問題事案が報道された際に具体的な事例や全国的な傾向を示して注意喚起を行うなど、日頃の業務の中で意識が薄れないよう工夫することも必要と考える。

(地震防災対策の実効性向上)

- ⑲ 第5期岐阜県地震防災行動計画（以下「行動計画」という。）は、し尿・トイレ対策から被災動物支援まで内容が幅広い分野を包含している。各施策の進捗確認に加え、他県の先進事例や課題を適宜取り入れるなど、有事の際に円滑に機能する体制づくりを推進されたい。

(災害広報の充実)

- ⑳ 行動計画では、行政だけでなく、県民や事業者と共に対策を進めていく視点が新たに明記された。政策オリンピックでの取組に加え、県総合防災ポータルにおいて日頃の備えや地震発生時の行動を分かりやすく周知するなど、平時から防災意識を高めていくことが重要である。

(健康づくりの推進)

- ⑳ ぎふモーニングプロジェクトなど県独自の取組を通じて、食習慣の定着と交流の機会を創出することで、若者の朝食欠食の改善や、世代を超えた健康づくり・活力向上につなげることが重要である。社会情勢の変化に応じ、柔軟な取組を進められたい。

(県有財産の利用促進)

- ㉑ 「GALLERY GIFU」について、企業の取組も紹介するなど展示方法を工夫されたい。文化財保護センターの出土品は、学校への貸出などの活用も有効と考える。
また、飛騨エアパークは、一定の制約があるものの利用申込みがあることから、県民や事業者への積極的な周知が重要である。

(若年層に対する魅力的な情報発信)

- ㉒ TikTokを用いた情報発信に加え、Minecraft※で岐阜県庁を制作するイベントを企画するなど、若年層に親和性の高い手法を取り入れることで、創造力を育む機会の拡大と、ものづくり分野など地域産業への関心向上を図られたい。

※Minecraft(マインクラフト):3Dブロックで構成された仮想空間の中で、ものづくりや冒険が楽しめるゲーム

(農業の担い手確保)

- ②④ 全国の農業地域では、新規就農者確保に向けた積極的な取組が進められている。多くの地域が同様の課題を抱える中で、**本県が選択肢の一つとして埋没することのないよう、他地域との差別化となる魅力を積極的に発信していくことが重要である。**
- また、社会人と学生では求める情報や関心が異なるため、**対象に応じたPR手法の工夫も必要である。**

(木育の推進)

- ②⑤ **木遊館や森林総合教育センター(morinos)**は、木や森林への理解を深めるだけでなく、遊びを通じて人との関わり方や危険への対処など、大人になる過程で必要な力を育む場でもある。こうした**魅力を一層積極的に発信していくことが重要である。**
- また、**ぎふ木遊館サテライト施設については、関係機関との連携強化が求められる。**

(特殊詐欺被害防止)

- ②⑥ 特殊詐欺被害防止の啓発として、YouTube動画のコンテスト等が実施されているが、こうした動画による情報発信を認知していない方々に対しても、**より一層の注意喚起や行動変容につながる取組を検討されたい。**

■ 財政援助団体等監査における意見について

【出資・出捐^{えん}団体】

(社会福祉法人岐阜県福祉事業団)

- ⑳ 県立福祉施設の老朽化について、県に対して現行の施設基準からどのような施設にするべきか助言を与える立場に立って改善を促していただきたい。

(地方独立行政法人岐阜県立多治見病院)

- ㉑ 看護師不足によって病棟を閉鎖していることから、職場の環境改善を図る等運用面の工夫によって看護師の確保に努めていただきたい。

(地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院)

- ㉒ 地方独立行政法人として、独立採算で運営する必要があるため、職員の退職金や人件費の見直しが必要。対医業収支比率が103%と高く、改善が急務であることから、経営強化プランについて前提条件の見直しやフォローを怠らず、実効性のある運営を心がけていただきたい。

(一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター)

- ③⑩ 伝統工芸職人養成のインターンシップ事業について、応募したが選考漏れとなった人に対しても、情報発信していくことで、飛騨地域に関心を持つ人が増えるので積極的にフォローをしていただきたい。

(公益財団法人岐阜県浄水事業公社)

- ③⑪ 異常流入等の自然災害の激甚化にどのように対応し、生活に支障が出ないようにしているのか、ホームページに掲載して流域住民に周知を進めていただきたい。

【補助金等交付団体】

(一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会〈県の所管機関：私学振興課〉)

- ③⑫ 専門講師派遣事業について、幼児教育の質の向上を図るため、すべての私立幼稚園において事業を実施できるように採択される私立幼稚園が固定化しないよう働き掛けを行っていただきたい。

(樽見鉄道株式会社〈県の所管機関：公共交通課〉)

- ③⑬ 岐阜県地方鉄道施設維持修繕補助金は、事業者が実施する安全対策事業にかかる経費が対象であるが、鉄道の安全運行のための人員、技術が引き続き確保できるような体制の維持構築に努めていただきたい。

【指定管理者】

(社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (施設名：岐阜県立飛驒寿楽苑))

- ③4 人手不足に対して、ICT機器を利用した職員の負担軽減並びに外国人留学生及び特定技能人材の活用等、改善に取り組んでおり、働いてもらい方について前向きな取組を進めることで安定的な施設運営に繋げていただきたい。

(社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (施設名：岐阜県立はなの木苑))

- ③5 研修等を通じて職員が自分の心の問題と向き合い、冷静な判断ができるようになることで、介護対象となる入居者の人権を守るように努めていただきたい。

(ふれあいファシリティズ (施設名：OKBふれあい会館))

- ③6 会議室の収容人数について、使用形態に応じて上限がどのようになるのか、見た人により分かりやすくなるようホームページの表示を工夫していただきたい。

(里山賑わい創出グループ (施設名：ぎふ清流里山公園))

- ③7 伝統工芸の活用など地域との関わりや地元雇用の創出にも配慮した事業運営を行っていただきたい。

(イビデングリーンテック株式会社 (施設名：養老公園))

- ③8 自主事業利用収入が上がっているが、指定管理業務としての利用料金収入が下がっているため、利用料金収入増加に繋がるように、自主事業との連携を検討いただきたい。

5 例月出納検査

県の一般会計、特別会計及び公営企業会計（流域下水道事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計）における現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月検査をしました。

○検査の結果

各会計の現金の出納事務は、毎月適正に執行されてきました。

6 内部統制評価報告書審査

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、地方自治体における内部統制制度が導入され、令和2年4月1日から施行されました。

知事は、各年度について内部統制評価報告書を作成し、**監査委員が審査を行い**、知事は**監査委員の意見を付して**内部統制評価報告書を議会に提出及び公表することとなっています。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。
- ② 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

○審査の結果及び意見

令和6年度岐阜県内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、その他の行為によって得られた知見に基づき審査した限りにおいて、**評価手続及び評価結果に係る記載は相当である**と認められました。

なお、上記の審査結果に影響するものではありませんが、各所属から提出される業務レベルの内部統制における自己評価について、**パソコン等の毀損等、把握すべき不備の記載漏れが散見**されました。また、**昨年度と同様の不備項目を繰り返し発生させている所属も複数認め**られました。さらに、**不備として財務に関する事務処理の誤りも散見**されており、**その中には重大な不備につながりかねないもの**も認められました。

内部統制が適正に整備・運用されるためには、**職員一人ひとりが、内部統制のリスク項目の内容について、十分に理解して日々の業務に取り組むとともに、内部統制推進員が、リスク対応策の適正な実践の呼びかけと必要に応じて指導・助言を行うことが重要**です。

各所属における内部統制に対する**より一層の意識の向上を図るとともに、制度の更なる充実強化に努める**よう意見を付しました。

7 決算審査（一般会計・特別会計）

令和6年度の一般会計及び特別会計*¹について審査を実施し、その意見を令和7年9月5日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか。
- ② 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的になされているか。
- ③ 財産の取得、管理及び処分は、適正に行われているか。

（1）審査の結果

決算その他関係書類については、審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行並びに財産の取得、管理及び処分については、定期監査等において是正・改善を要する事項が認められたものの、審査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的であると認められました。

(2) 決算の概要

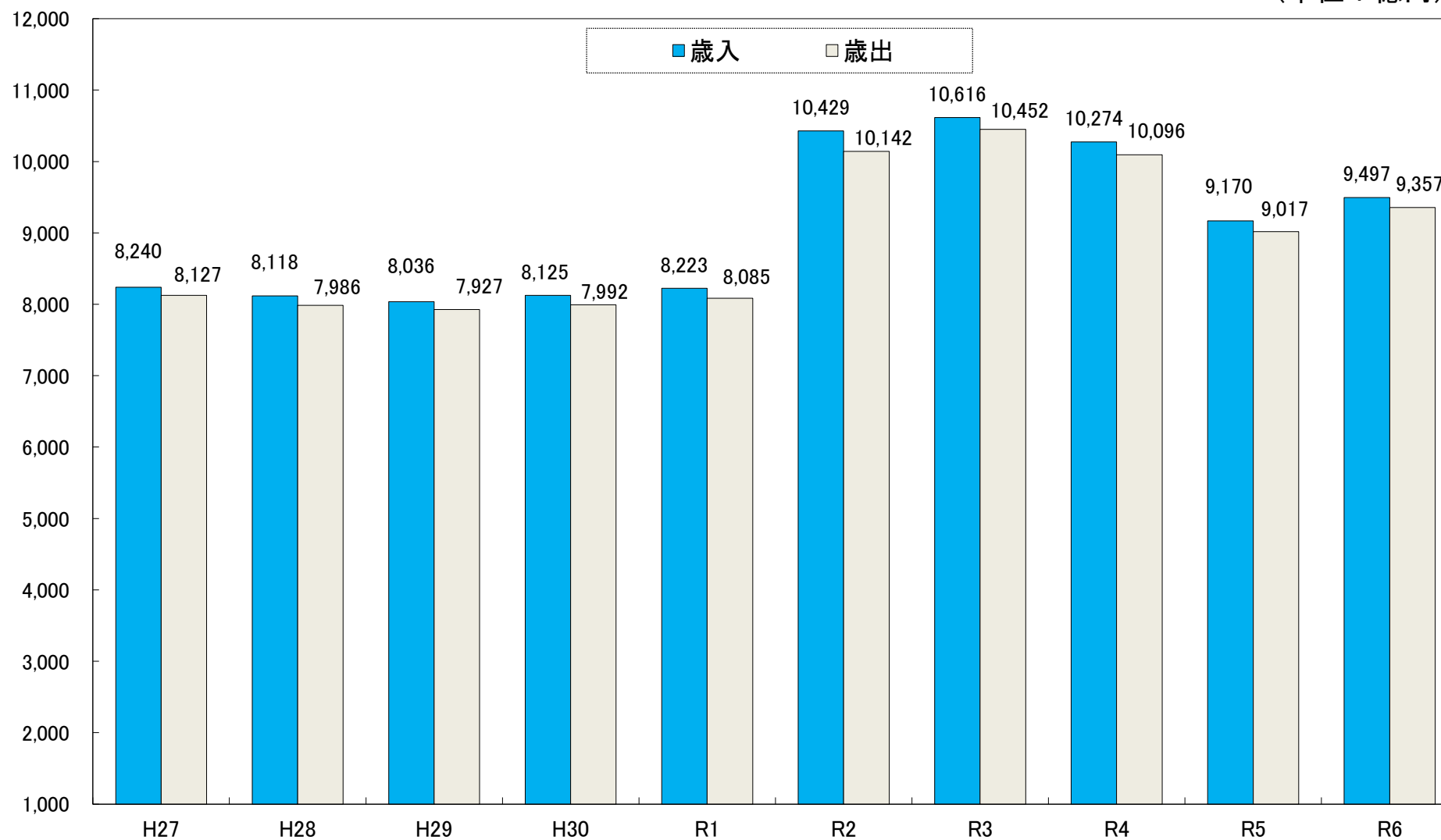
令和6年度の一般会計の歳入総額は約9,497億円、歳出総額は約9,357億円で、**実質収支*²**は約**66億円の黒字**でした。また、**特別会計**の歳入総額は約3,870億円、歳出総額は約3,824億円で、**実質収支は約47億円の黒字**でした。財政構造の弾力性を示す決算に基づく**経常収支比率*³**は93.8%であり、前年度の92.1%から**1.7ポイント悪化**しています。

また、**実質公債費比率*⁴**は9.2%、令和6年度末の**県債発行残高*⁵**は約1兆7,009億円、**基金残高*⁶**は約1,948億円でした。

- * 1 特別会計 地方公共団体の特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てたりするため、一般会計から分離して別に収支管理を行う会計です。(令和7年3月末現在10会計)
- * 2 実質収支 歳入決算額と歳出決算額の差引き(形式収支)から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額です。
- * 3 経常収支比率 経常的経費(人件費、公債費等)のために、経常一般財源(地方税、普通交付税等)がどれだけ充当されたかを表す比率で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。比率が低いほど財源に余裕があることを示します。
- * 4 実質公債費比率 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。
- * 5 県債発行残高 県債発行に伴う未償還金の合計残高です。借入れと同一年度内に償還する借入金は含まれません。また、元金のみを計上し、利息は含まれません。
- * 6 基金残高 条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産の残高です。(令和7年3月末現在28基金)

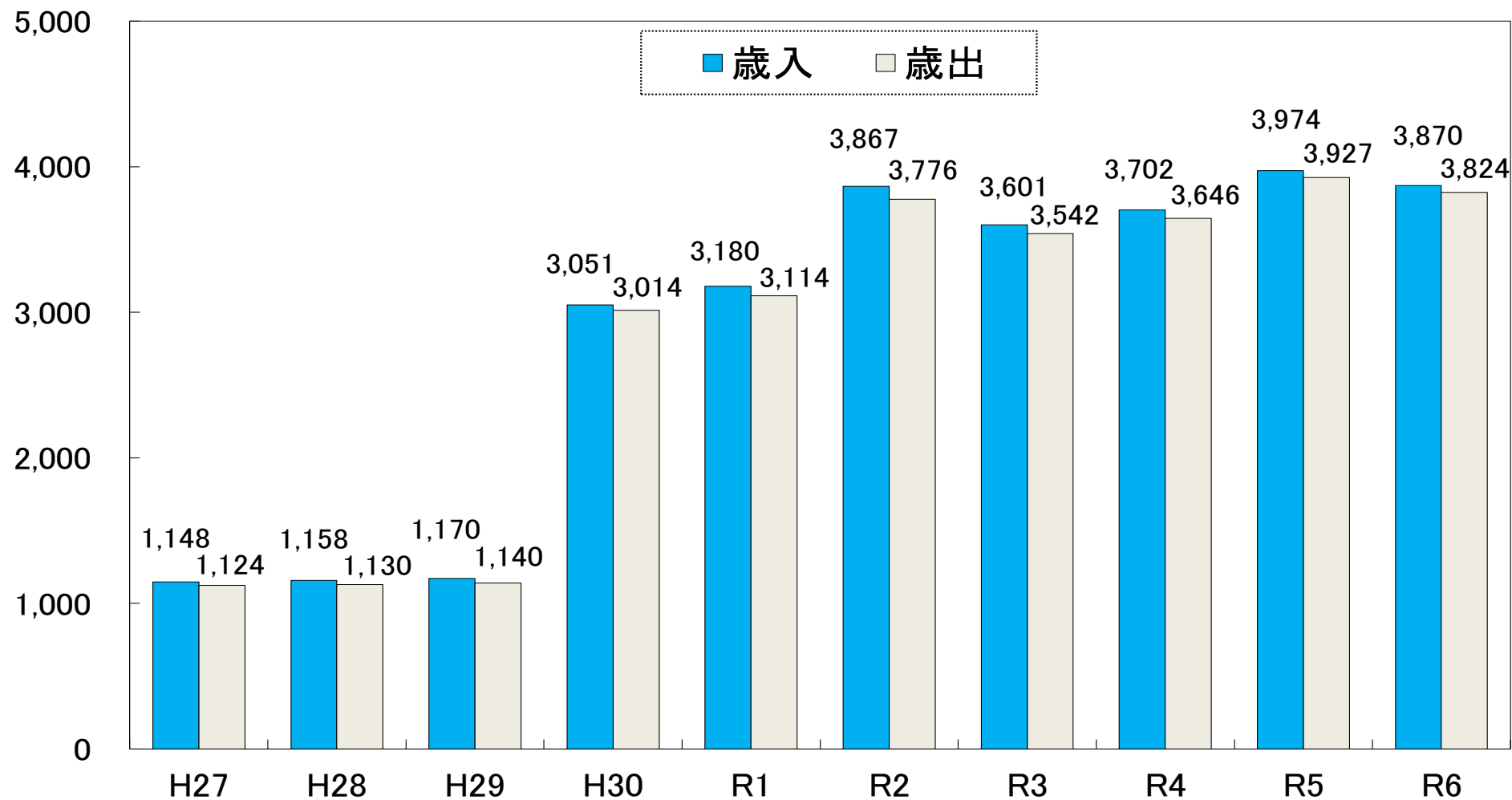
歳入・歳出決算額の推移（一般会計）

（単位：億円）



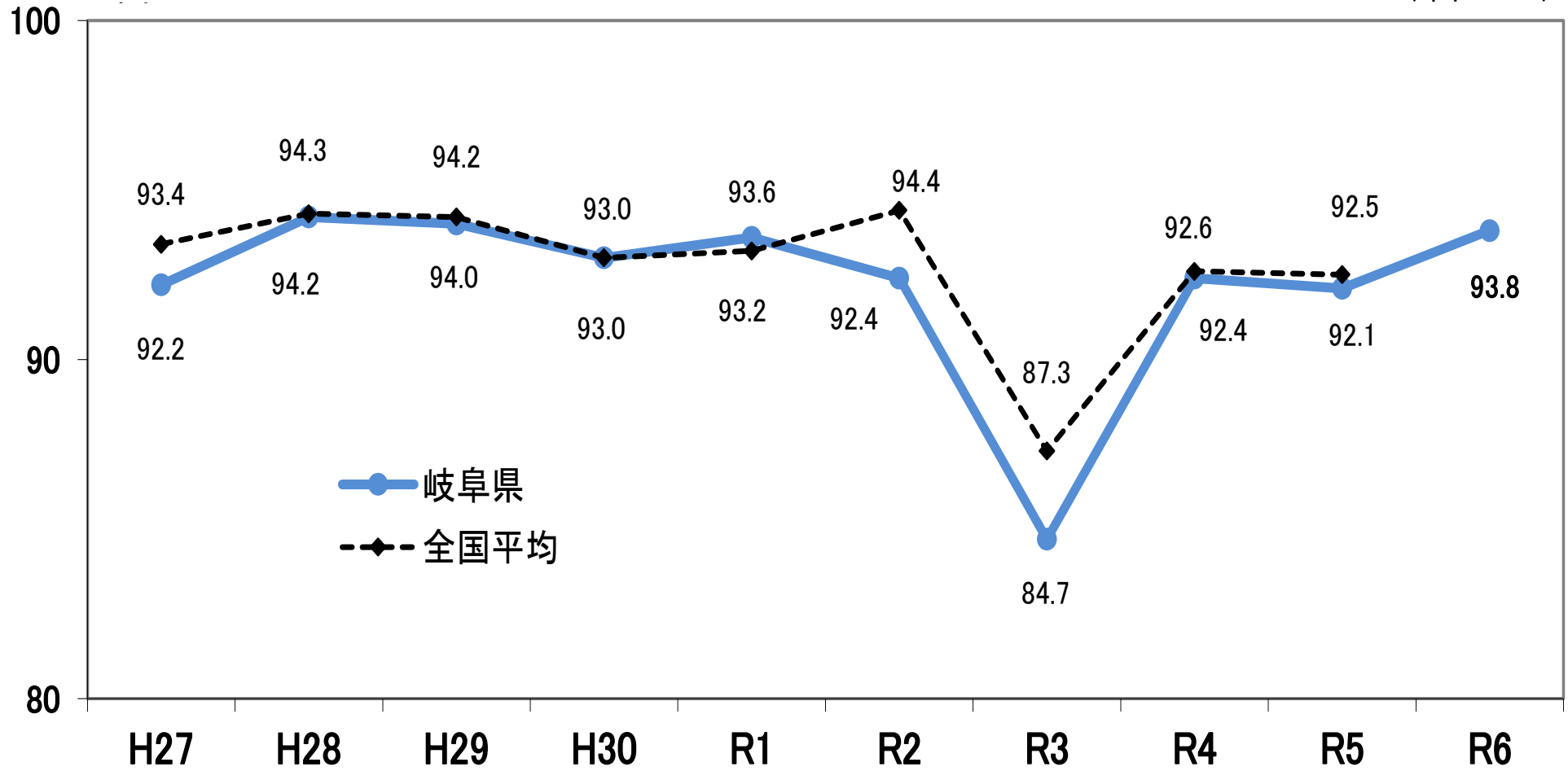
歳入・歳出決算額の推移（特別会計）

（単位：億円）



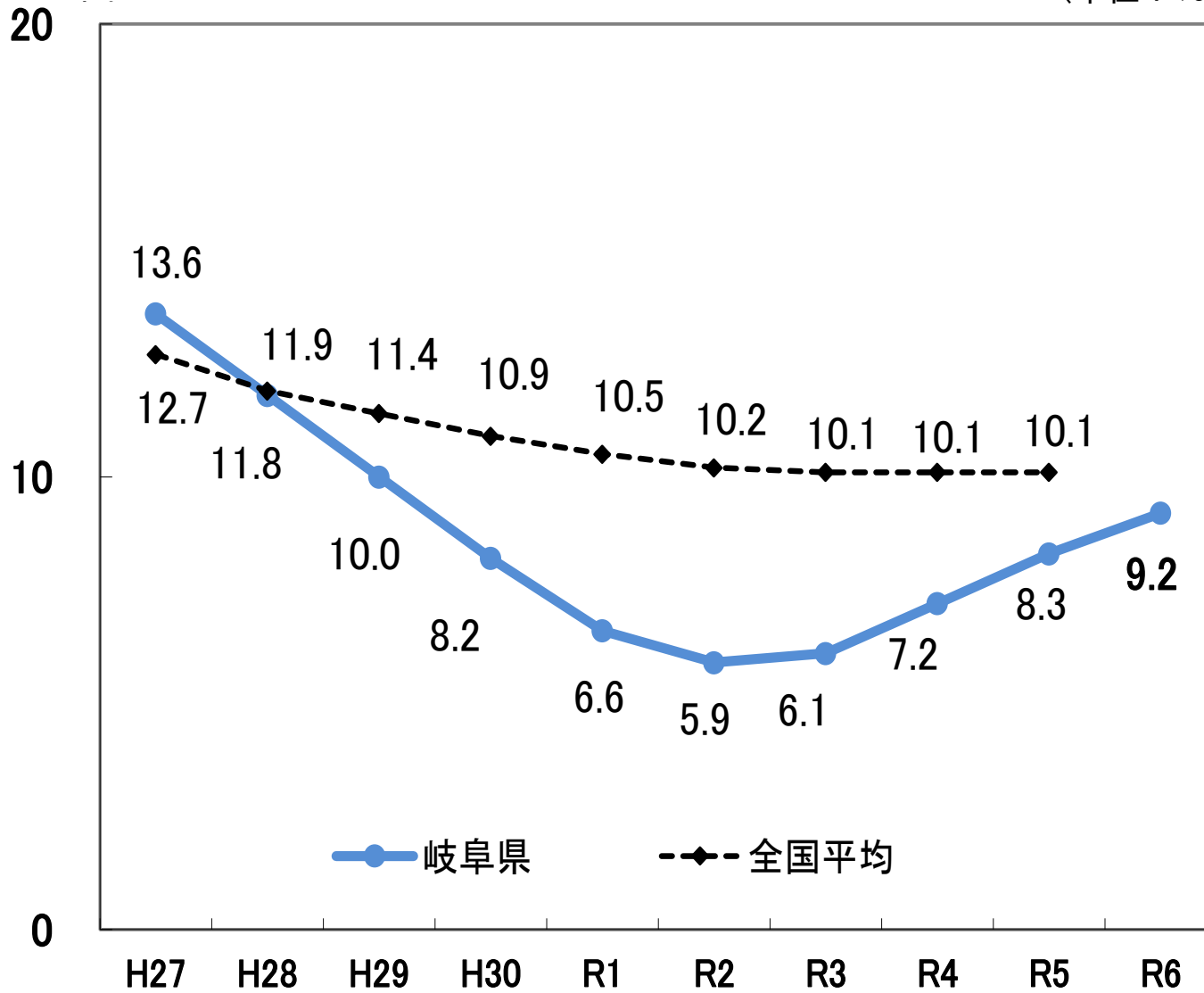
経常収支比率の推移

(単位：%)



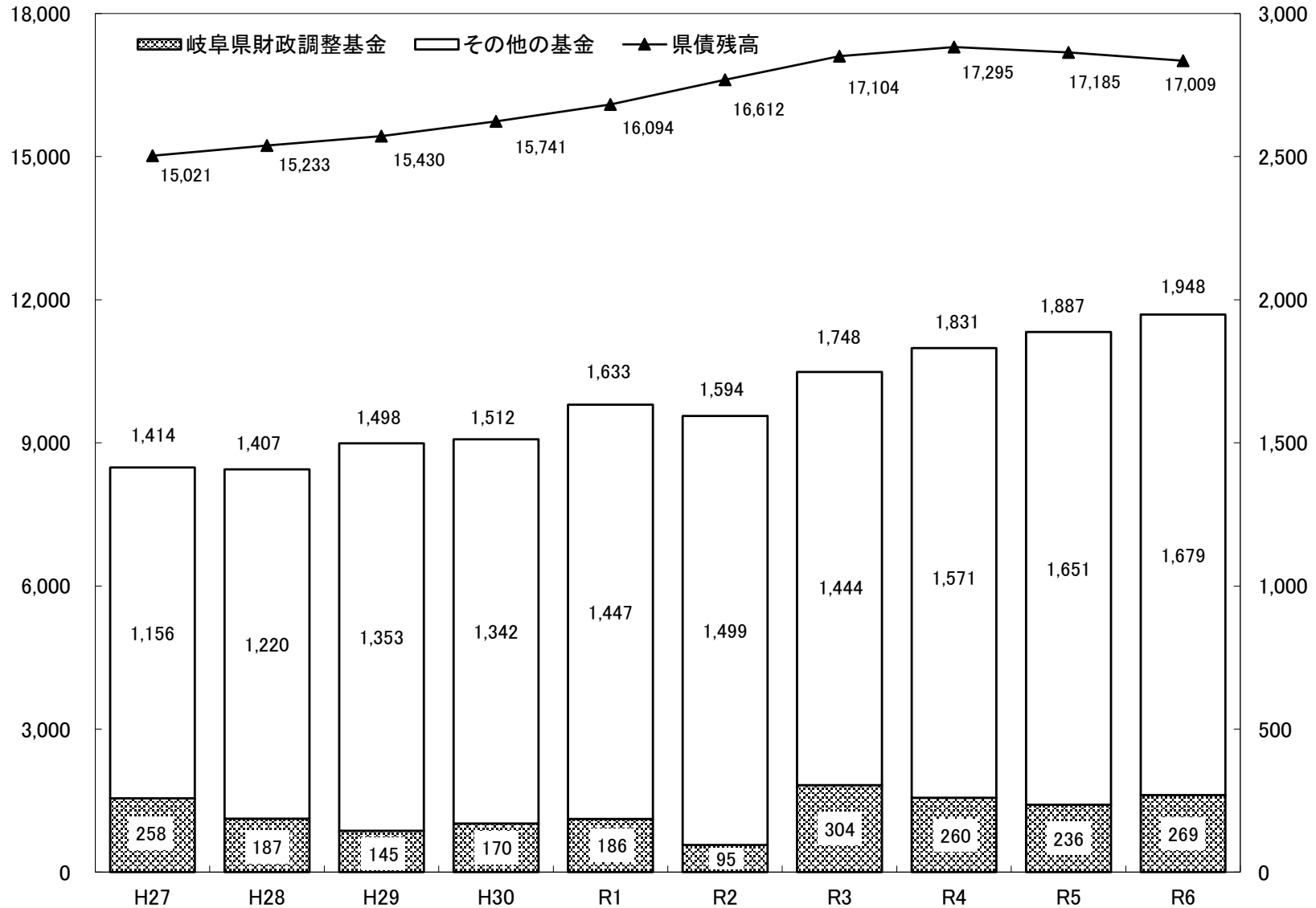
実質公債費比率の推移

(単位：%)



県債残高及び基金残高の推移

(単位：億円)



(3) 審査意見の概要

○県財政の現状について

令和6年度の決算に基づく健全化判断比率等の審査を行ったところ、**実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに赤字額が生じていないため算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準未満でした。**

しかし、**将来負担比率、実質公債費比率は昨年度に引き続きともに悪化しており、また財政構造の弾力性を示す経常収支比率も前年度に比べ悪化しています。**

○事務事業の実施について

県は、「岐阜県行財政改革指針2023」や「岐阜県事務事業見直し推進本部」などによる事務事業の見直しを行っています。

一方、定期監査の過程において、各事業の実施においては、KPIなどの指標を設定しながら適切な目標設定や評価を行うこと、更なるDXの推進とともに政策目標の根拠付けにビッグデータを適正に利用することにより、行政の取組に対する県民の信頼感や安心感の獲得につなげていくこと、全国的な問題である少子高齢化対策として、経済的な観点のみでなく人間本来の心を育てることに配慮した取組も大切であるため、これまでと異なる切り口での施策展開を考えていく必要があるといった意見を述べています。

今後も、事務事業の見直し等の取組を緩めることなく、監査の過程における意見も踏まえ、適切かつより効果的、効率的な事務事業の実施に努めるよう求めました。

○歳入の確保に向けた取組について

一般会計及び特別会計の収入未済額は、前年度に比べ7,931万円余減少し、このうち、県税に係る収入未済額は3億9,566万円余減少しました。

今後も期限内納付の徹底や厳格な滞納整理に取り組むとともに、自主財源の確保のために、ふるさと納税や、税収の増加という視点を踏まえた地域・産業振興施策についても、取組を図るよう求めました。

○今後の行財政運営について

過去の県債の償還に伴う返済額の増加が見込まれる一方で、今後も県土強靱化に資するインフラ整備や公共施設の老朽化対策などにより、公債費及び実質公債費比率は増加傾向が続くことが見込まれます。加えて、社会保障関係経費にも対応する必要があるなど、将来にわたる歳出の増加要因が認められます。

また、近年の予断を許さない物価高騰や米国との間での相互関税政策の変更など、社会経済情勢の目まぐるしい変化が、県内企業の収益環境や県民生活への重大なリスク要因となることが懸念されており、県内産業や経済への影響を把握・分析しつつ、必要な対策に万全を期していく必要があります。

このように県の行財政を巡る状況は厳しく、多くの課題に果敢に取り組む必要があると思われ、財政の持続可能性に留意しつつ、必要な行政サービスの提供に支障を来さぬよう、一層効果的、効率的な事務の執行、事業の実施に努めるよう求めました。

8 決算審査（公営企業会計）

令和6年度の公営企業会計*¹について審査を実施し、その意見を令和7年8月27日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算書類は、関係法令に適合し、計数は正確であるか
- ② 決算書類は、経営成績及び財政状態等を適正に表示しているか
- ③ 各事業は、企業としての経済性を発揮しつつ、効率的かつ効果的に、また、公共の福祉を増進するように運営されているか

* 1 地方公営企業法第2条に規定されている地方公共団体が経営する水道事業などの企業部門の会計です。（令和7年3月末現在 流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計）

（1）審査の結果

決算書類は、審査した限りにおいて、法令に適合し、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態等をおおむね適正に表示していると認められました。

(2) 審査意見の概要

① 流域下水道事業会計

経営成績及び財政状態等については、令和6年度の下水道事業収益は57億5,112万円余で、下水道事業費用は55億2,623万円余でした。この結果、当年度の純利益は2億2,489万円余となっています。

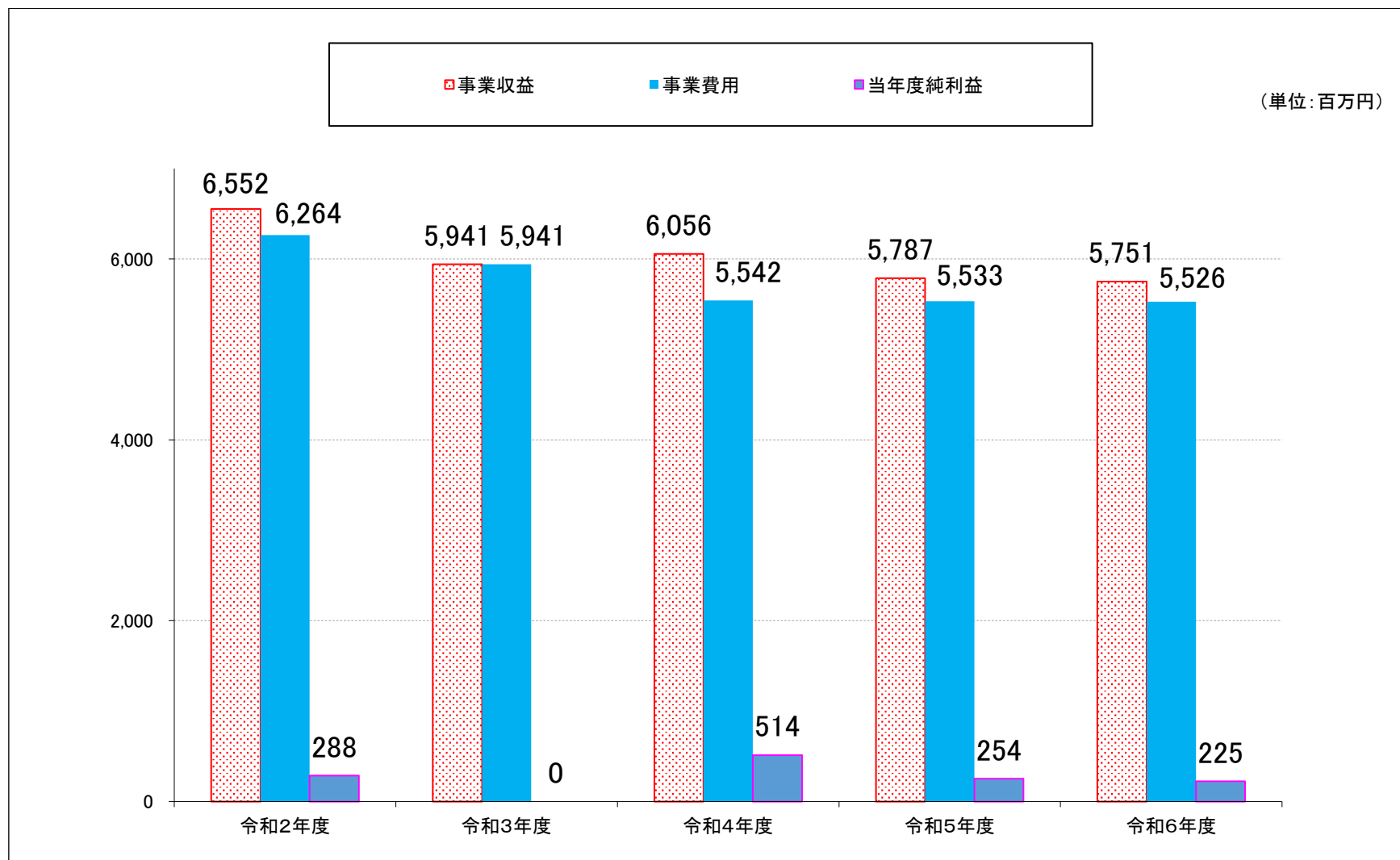
このほか、各種指標を見ると、**経常収支比率は104.1%で、前年度より0.5ポイント低くなっています。**また、**流動比率は110.8%で、前年度より14.1ポイント高くなり100%を上回りました。**

事業の運営については、県管理施設はおおむね耐震対策や耐水対策が行われているところ、関連市町の施設も含め一体的な防災体制の構築に留意しつつ、引き続き危機管理体制の強化に努めるよう求めました。

また、令和7年1月に埼玉県で下水道管の破損により大規模な道路陥没事故が発生したことを受け、管路調査を実施していることから、こうした調査の精度や効率を高めるデジタル技術等の先進的な検査技術の導入の検討を求めました。

加えて、今後、人口減少等の影響により年間流入汚水量が減少に転じ、それに伴い収入減少が想定されます。一方、令和5年3月に策定した「**岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画**」において、**県の汚水処理施設の空き容量を活用して、周辺自治体の汚水処理施設の編入を推進**することとしており、県の役割が更に大きくなることから、持続的安定的な運営を推進し、更なる経営の効率化に努めるよう求めました。

【経営成績の推移】



② 水道事業会計

経営成績及び財政状態等については、令和6年度の水道事業収益は55億1,328万円余で、水道事業費用は47億2,644万円余でした。この結果、当年度の純利益は7億8,683万円余と、42年間にわたって黒字決算を持続しています。このほか、自己資本構成比率*2が90.2%で前年度より0.8ポイント高くなるなど、各種指標も良好であり、財政状態に特段の問題は認められません。

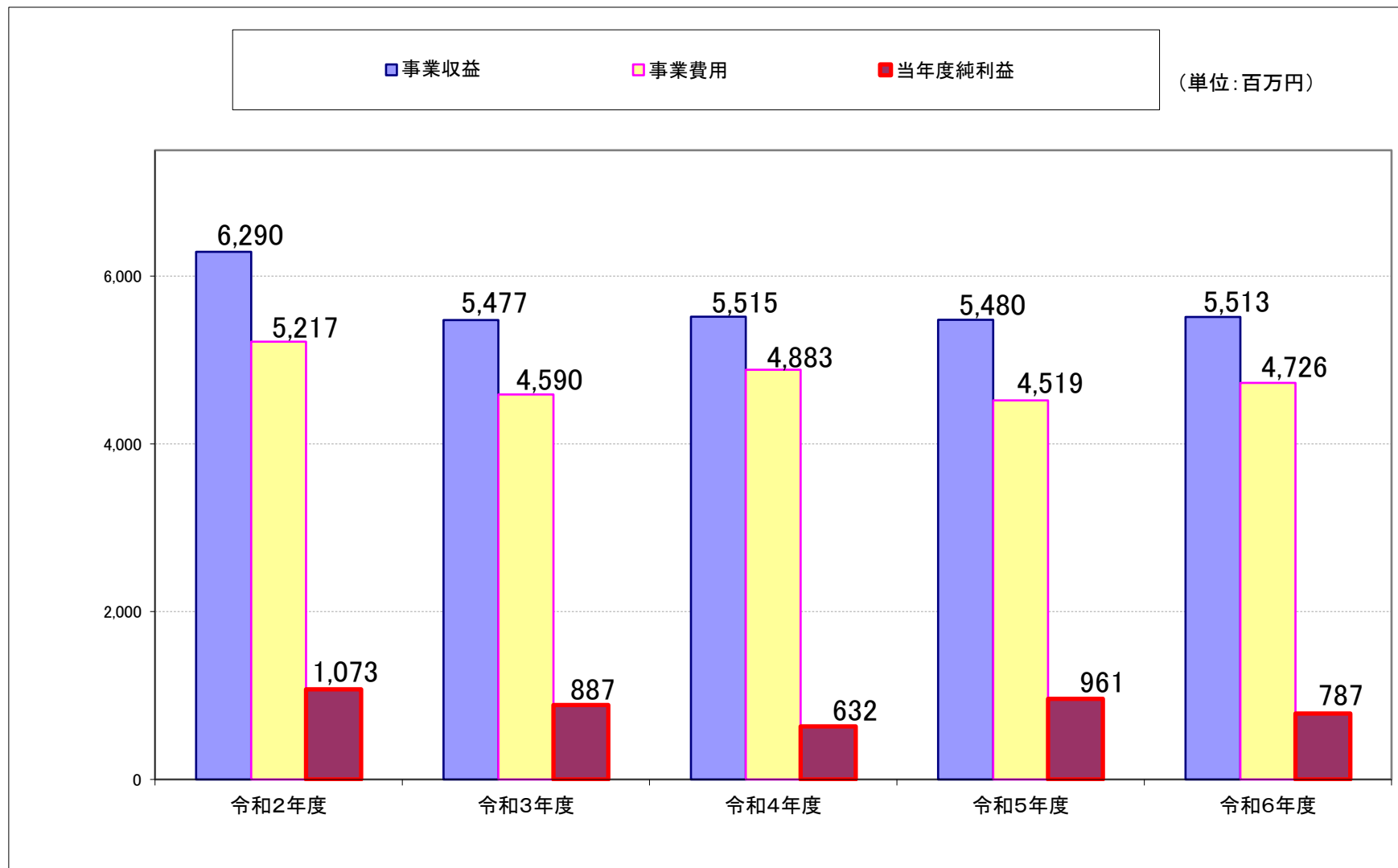
事業の運営については、ハード面では大容量送水管の整備や既設送水管の耐震対策、ソフト面では各種防災マニュアルの整備や訓練の実施など、安全・安心な水道水を安定的に供給するための防災・減災対策が実施されていることが認められました。一方、これまでになかった様々な危機事案も想定される中で、引き続き危機管理体制の強化に努めるよう県に対して求めました。

また、今後、給水人口が現在の5割程度にまで減少すると予測されており、これに伴い水需要の減少が予測される中で、長期的な施設の修繕や更新に必要な資金を確保しつつ将来の水道料金への影響を極力抑えるため、引き続き事業の効率化に努めるよう求めました。

さらに、県営水道長期収支計画について、近年の物価上昇が計画に反映されていない状況であることから、岐阜県水道事業経営戦略とともに早期に計画見直しを進めるよう求めました。

*2 総資本に占める自己資本の割合を示すもので、企業の自己資本調達度を判断する指標です。比率が高いほどよく、経営が安定していることを示しています。

【経営成績の推移】



③ 工業用水道事業会計

経営成績及び財政状態等については、令和6年度の工業用水道事業収益は1億810万円余で、工業用水道事業費用は7,496万円余でした。この結果、**当年度の純利益は3,313万円余と、前年度に比べ458万円余の減少**となっています。一方、債務の状況についてみると、企業債の残高が1億4,279万円余、一般会計からの借入金の残高が4億1,897万円余あり、そのこともあって**自己資本構成比率が68.6%で、全国平均に及ばないもの**となっています。

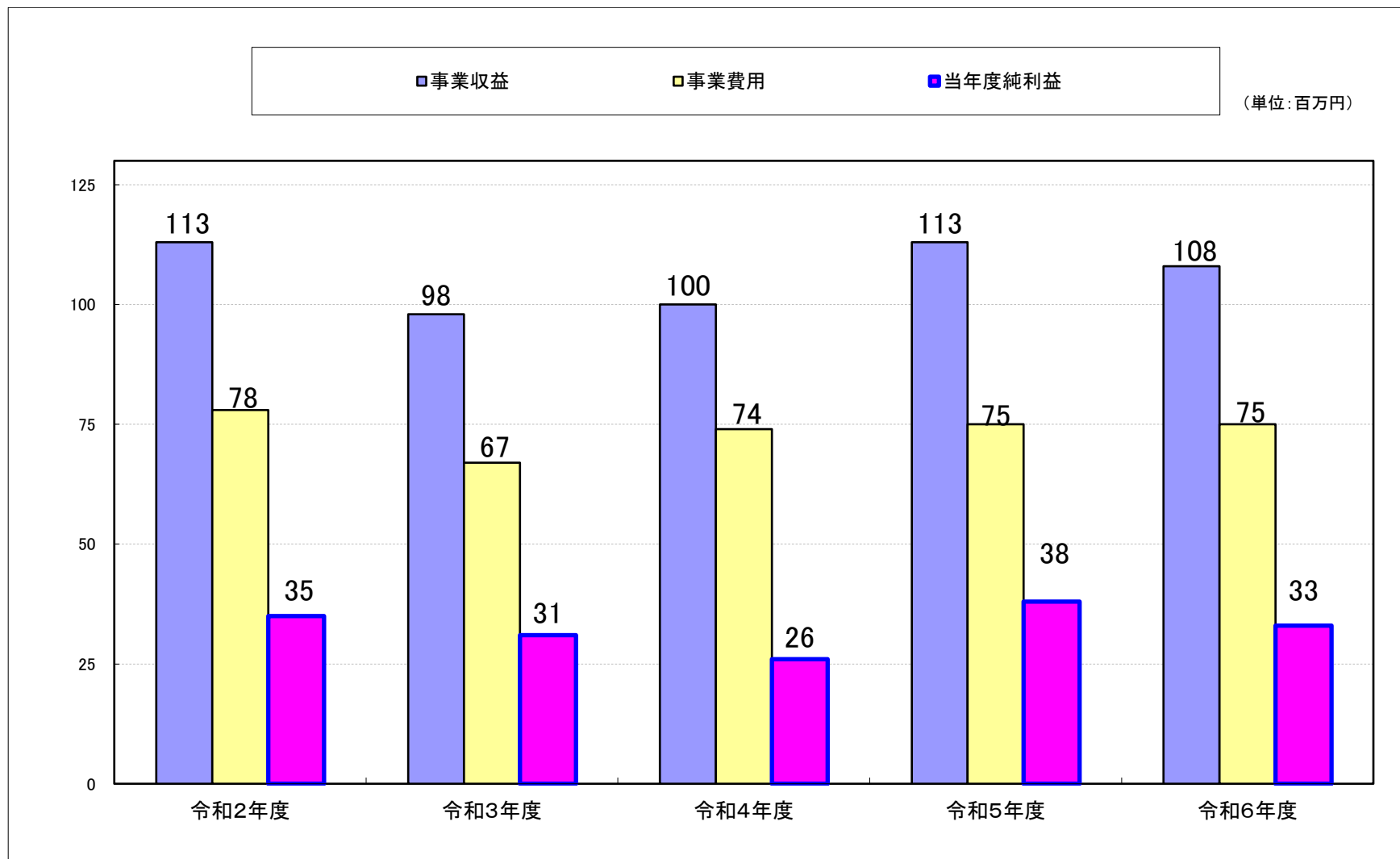
事業の運営については、平成10年度の事業開始以降、関係部局や関係市町との連携により契約水量が増加しています。**施設利用率*³は35.1%で前年度に比べ2.4ポイント高くなり、事業の収益性が改善**されています。

県が令和6年3月に改定した経営戦略においては、令和35年度までに10億円の内部留保資金を確保し、自己財源による施設整備・更新を図るとしています。

工業用水道事業の需要は企業の経営環境の動向により大きく変動する可能性もあることから、引き続き新規顧客の獲得、契約水量の増加に努めるとともに、事業の効率化に努めるよう県に対して求めました。

* 3 1日平均配水量（年間総配水量を年日数で除したもの）を1日配水能力（配水施設の容量）で除したもので、配水能力のうちどれくらいが実際に利用されているかを示す指標です。比率が高いほど良く、施設が無駄なく利用されていることを示しています。

【経営成績の推移】



9 基金運用状況審査

定額の資金を運用するために設置されている基金について、令和6年度の基金の運用状況を示す書類について審査を実施し、その意見を令和7年9月5日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 計数は、正確であるか。
- ② 基金の運用は、确实かつ効率的に行われているか。

(1) 審査の対象

- ・ 岐阜県土地開発基金
- ・ 岐阜県美術館美術品取得基金

(2) 審査の結果

審査した限りにおいて、計数は正確であり、また、基金の運用はおおむね确实かつ効率的に行われていると認められました。

10 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算をもとに、健全化判断比率*¹とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、また、公営企業会計の決算をもとに、資金不足比率*²とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれ審査を実施し、その意見を令和7年9月5日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

○審査の結果

一般会計、特別会計及び公営企業会計について、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、公営企業会計について、資金不足は発生していませんでした。

＜令和6年度決算の健全化判断比率＞

(単位：%)

区分	比率	(早期健全化基準* ³)	(財政再生基準* ⁴)
実質赤字比率	—	(3.75)	(5.00)
連結実質赤字比率	—	(8.75)	(15.00)
実質公債費比率	9.2	(25.0)	(35.0)
将来負担比率	224.9	(400.0)	

(注) 「—」：実質収支が黒字のため算定なし

＜令和6年度決算の資金不足比率＞

(単位：%)

会計名	比率	(経営健全化基準* ⁵)
岐阜県流域下水道事業会計	—	(20.0)
岐阜県水道事業会計	—	
岐阜県工業用水道事業会計	—	

(注) 「—」：資金余剰額が認められ、資金不足比率がないことを示す

- * 1 健全化判断比率 財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、以下の4つの指標の総称です。
- ①実質赤字比率 地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
(岐阜県では、一般会計と9の特別会計(国民健康保険特別会計を除く)が対象)
- ②連結実質赤字比率 水道事業など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。
(一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象)
- ③実質公債費比率 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。
(一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象)
- ④将来負担比率 地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
(一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社・第三セクター等が対象)
- * 2 資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。
- * 3 早期健全化基準 財政が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。
- * 4 財政再生基準 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。
- * 5 経営健全化基準 公営企業会計において、「早期健全化基準」に相当する基準です。

11 住民監査請求に基づく監査

- 生活保護停廃止決定及び支給決定業務に係る支払関係についての住民監査請求があり、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却しました（令和7年6月6日決定）。
- 河川法に違反する建築物への許可手続等についての住民監査請求があり、提出された監査請求書を審査したところ、地方自治法の要件を満たさない請求であることから却下しました（令和7年9月5日決定）。
- 令和5年6月の登記事務における河川区域界の変更手続等についての住民監査請求があり、提出された監査請求書を審査したところ、地方自治法の要件を満たさない請求であることから却下しました（令和7年11月28日決定）。
- 弁護士報酬の支出及び勤勉手当の支給関係についての住民監査請求があり、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却しました（令和8年3月23日決定）。

(参考) 包括外部監査

包括外部監査人による監査について、その結果に関する報告の提出を受け、これを公表しました。

■令和7年度のテーマ

「外郭団体に対する財務事務の執行について」

* 監査結果については、岐阜県監査委員事務局のホームページに掲載しているほか、県行政管理課のホームページでもご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

監査委員事務局 <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

行政管理課 <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11127/>

* 包括外部監査人による監査

地方自治法に基づき、知事が毎会計年度、弁護士、公認会計士等と包括外部監査契約を締結し、その包括外部監査人が特定のテーマについて県や関連団体に対して行う監査です。

監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、公表しなければなりません。